

## 基本高水選定審議の集約案について (9/14 委員会への宿題)

### 1. 本日 (第 2 4 回委員会) の審議にあたっての論点整理 (冒頭委員長報告)

第 2 2 回、2 3 回の審議を通じて、選定すべき「基本高水ピーク流量」についてはおおむね、「4500 ~ 5000 m<sup>3</sup>/s」と「3600 ~ 4000 m<sup>3</sup>/s」の 2 つの考え方が対立している。

2 つの数値の対立の背景には、基本高水の位置づけや考え方、定義等についての食い違いが存在し、それぞれの数値を主張する中でもさらに 2 つの考え方が並存している。

すなわち、「基本高水は河川整備基本方針に掲げる将来の目標数値であり、流域の人命あるいは財産の安全・安心をもたらすための治水対策の目標値で、きちんと対応できるような設定値にしなければならない」という考え方は共通している。

しかし、基本高水は「一つの将来目標として位置づけるものであり、その担保する具体的な対策を考えながら決めていくものではない」という考え方と、「環境とか財政などの諸条件と照らし合わせても実現可能な範囲にとどめなければならない」という考え方に分かれている。

もう一つの論点は、総合治水対策における「流域対策」を大きく見るか、小さく見るかによって基本高水に対するアプローチが異なっていることである。

( 冒頭報告 での言い忘れ )

その結果、「基本高水の選定は、どのような総合治水対策が取れるのかということと密接にかかわっており、その議論にまったく入らないまま選定するのは難しい」という意見と、「基本高水はあくまでも予想される最大の洪水量を設定し治水対策の目安とするもので、治水対策の可能な範囲内にとどめるのは流域の生命・財産の保全を軽視することになる」という主張が対立している。

### 2. 基本高水の定義の確認

こうした論点整理のうえで、2 4 回委員会の審議にあたり運営委員会では「基本高水」の定義をあらためて次のようにまとめて 2 4 回委員会に提案し、確認した。

すなわち、基本高水はどのような洪水に対応するかについて総合的な治水対策を決めるための「想定される最大の洪水」であり、目標値である。河川整備基本方針の策定にあたっては、基本高水に対応した河道、貯留施設 (ダム、遊水地、放水路等)、流域対策 (森林浸透、農地、ため池、学校・公園・家庭などの各種貯留等) での分担量を定める。河川整備計画においてはその分担にもとづき、今後 2 0 ~ 3 0 年の具体的な対策を定める。

### 3. 2 4 回委員会の集約

2 4 回委員会では上記の論点にもとづいて審議したが、3 時間余の議論を経ても論点を深めることができず、一本化した基本高水を設定するメドを見出せなかった。このため、時間切れの中で委員長から下記の集約案を提案し、次回 2 5 回委員会 (9/14) に結論を持ち越した。

「とことん議論をおこない、合意点を見出す」という方針で時間をかけてきたが、現時点では具体的な総合治水対策の議論を含めて審議しないと議論にならず、対立点をほぐし合意形成を図るのは困難である。

本日の審議の中で基本高水ピーク流量について2つの数値以外にもその中間的な案も出された。しかし、いずれも背景には目標数値は総合治水対策と不可分に結びついており、河道対策や貯留、流域対策の審議を先行する中で絞っていくほうが合理的である。したがって、議事フローAの基本高水の選定は、この段階では数値的に幅を持った2つの基本高水を目標値として設定し、それぞれに対する総合的な治水対策を検討する（議事フローB）中で並行して絞り込みの作業を進める。

#### 上記集約案の補足

このことは、全体議事フローを決める際に確認した「立ち戻りの原則」（設定した基本高水が対策を検討する中で適当でないと判断したら、いったん設定した数値に立ち戻り見直すこともある）を先取りして、選定の可能性のある複数の基本高水を仮に選定しておいて、それぞれに対応した対策を検討してから選択することになる。一部には難しいという声もある「立ち戻る原則」を保障することにもなり、単なる“先送り”ではない。

以上